

With Child【新型コロナウイルス感染対策ガイド】

- ①職員やこどもに感染者が出た場合、即時臨時休園と致します。 **(即日より12日間以上)**
- ②職員やこども、またその同居家族が濃厚接触者となった場合、該当者とそのご家族は、その後の検査結果にかかわらず健康観察の為お休みをお願い致します。
(感染者との接触日より10日間以上)
- ③濃厚接触者との接触の可能性が発生した場合、健康観察の為お休みをお願い致します。
(濃厚接触者の方の陰性が判明するまで・或いは該当日より5日間以上)
- ④勤務先やご家族が利用する施設等からの利用休止や自粛要請があった場合、安全が確認されるまで、該当者とそのご家族はお休みをお願い致します。
(施設等の安全が確認されるまで・或いは該当日より5日間以上)
- ※②③④については、状況により全員または一部に対し数日の登園自粛を要請する場合があります。
- ⑤「登園自粛の目安」に該当する症状が確認された場合、該当者とそのご家族は、お休みをお願い致します。その後、症状が完治した日から更に1日以上登園自粛、健康観察をお願い致します。その間に保育所では、同様の症状を呈するお子様が現れないか注意深く確認する必要があります。
(症状完治から1日以上)
- ⑥登園後に「登園自粛の目安」に該当する症状が確認された場合、速やかにお迎えをお願い致します。その後、症状が完治した日から更に1日以上登園自粛、健康観察をお願い致します。
(症状完治から1日以上)
- ⑦そのほか、保護者や職員の判断により、感染リスクや健康への不安要素がある場合、保護者と保育所双方の安心が得られるまで、登園自粛と健康観察をお願い致します。
(1日～10日間)

※上記に該当するかも、と思われた場合は速やかに園までご連絡下さい。情報は必要最小限に共有し、個人情報の保護に最大限配慮し対応して参ります。

※今後、感染拡大に関連した休校休園等により、利用園児数に対し職員数が不足するような事態となった場合は、皆様に分散登園をお願いする場合があります。常に分散グループの確認をお願い致します。

※このガイドは、必要に応じて随時更新を図りながら、事態が一定収束するまで適用して参ります。

【新型コロナウイルス感染対策ガイド】解説：

・「登園自粛の目安」・・・発熱・せき・鼻水・のどの痛み・下痢・吐き気・嘔吐・頭痛・関節痛・筋肉痛・息苦しさ・倦怠感等の症状がある場合、解熱剤を服用している場合、普段に比べて食欲や元気がない場合。（厚労省のセルフチェック項目及び小児感染学会『保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き』等参照）

・発熱の目安・・・37.5℃以上とする。（平熱が不安定なお子様は、園と事前相談して平熱の振れ幅の上限を決め個別目安をつくります） 明らかな高熱やその他の体調不良がある場合はすぐにご連絡致します。或いは微熱のみであれば一旦医務室にて30分程度を目安に観察を行なった後、熱が引かない様ならご連絡を致します。いずれも1度目のご連絡でお迎えのお願いを致します。

・濃厚接触者の定義・・・感染者と同居或いは長時間の接触があった者。適切な感染防護無しに接触、看護等をしていた者。感染者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。感染者が「登園自粛の目安」に該当する症状を示した日の2日前から、手で触れる事のできる距離（1m目安）で、必要な感染予防策（マスク等）無しに15分以上の会話や接触があったこと。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要綱」より）

・症状が完治した日とは・・・保護者と保育所双方で症状が完治したことが確認された日

・登園自粛日数の目安・・・感染から発症までの潜伏期間1日から12.5日（多くは5日から6日） 厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」より。

新たに、無症状病原体保有者の退院基準として示された「発症日から10日間経過した場合」を適用。令和2年6月12日厚労省通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」より。

※⑤⑥の症状の場合は必ずしも受診をお願いするものではありません。無料小児科オンラインの活用も選択肢としてお勧め致します。

※健康観察期間に個室保育（聖蹟こども TERRACE 病児室の活用）を希望される場合は、医師による事前診断が必要となります。詳しくは聖蹟こども TERRACE または各園までお問合せください。

※尚、このガイドに従って登園自粛をされた場合や臨時休園となった場合に保育料の返還はございませんのでご了承下さい（令和2年7月現在）。今後、自治体より再び登園自粛要請が発出された場合は、自治体の判断を仰ぐ形となります。

ウィズチャイルドでは、厚労省が推奨する接触確認アプリ COCOA の登録をお勧め致します。

安全安定運営を目的とした【新型コロナウイルス感染対策ガイド】の活用にご理解ご協力をよろしくお願い致します。